

制 度 名	原子力地域振興事業費補助	主管課名	政策調整課 政策調整G		
		問合せ先	029-301-2025		
目的・趣旨	原子力事業所周辺における原子力災害に関する住民の安全・安心に資する事業等を促進し、もって地域振興及び地域住民の福祉の向上を図るため、関係市町村に対して補助金を交付する。				
<p>[対象団体] 市町村（水戸市、日立市、常陸太田市、高萩市、笠間市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、鉾田市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、太子町）</p> <p>[対象事業] (1) 原子力災害に関する住民の安全・安心に資する事業 (2) その他知事が特に必要と認める事業</p> <p>[補助要件等] 事業主体は市町村であること。</p> <p>[対象経費] 対象事業の実施に要する経費（工事費、維持運営費 等）</p> <p>[補助限度額等] 核燃料等取扱税に係る前年度税込実績額の23%以内</p> <p>[経費負担割合]</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
交付対象市町村		—	10/10	—	—
[R3 年度当初予算額] 283,004 千円		[R3 年度補助対象団体] 水戸市外 13 市町村			
<p>[備考] (1) 本補助金は核燃料等取扱税の一部を原資としている。 (2) 補助期間は令和2年度～令和6年度（5年間）である。 (3) 経費負担割合は基本的に県10/10であるが、定額交付であるため、交付額以上の事業を行う場合には市町村負担を伴う。</p>					